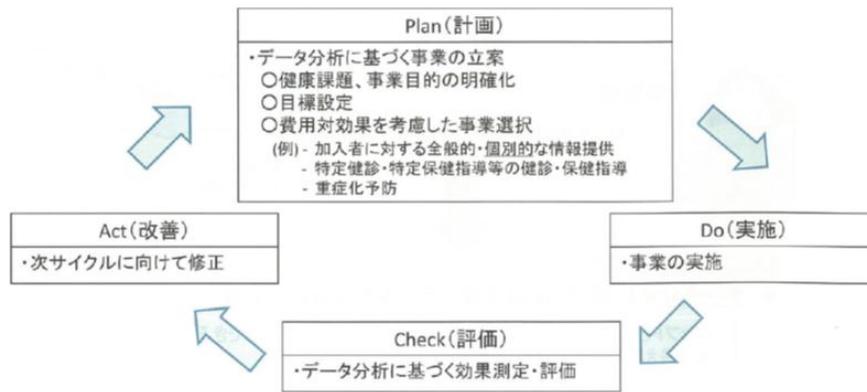


「データヘルス計画作成の手引き」(1.0版)概要

超少子高齢化の進展に伴い、働き盛り世代からの健康づくりの重要性が高まる中、政府は平成25年6月14日に閣議決定した「日本再興戦略」の中で、“国民の健康寿命の延伸”を重要施策として掲げました。そして、その実現のため「健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針」(告示)を改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析に基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進することを掲げました。

これを受けて厚生労働省は、平成26年3月、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改正し、「保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定し、計画に基づく保健事業の実施及び評価を行う」としました。



「データヘルス計画作成の手引き」は、データヘルス計画策定に当たっての基本的な考え方及び留意点を示したものであり、「保健事業に初めて携わる健保組合の職員でも、データヘルス計画を作成し、課題解決型の保健事業を実践することができる」ことをコンセプトにしています。

◆データヘルス計画の例

The collage shows various components of a data health plan, including:

- Overview Tables:** Summary of member statistics (e.g., total members, age distribution, gender ratio).
- Trend Charts:** Line graphs showing trends in health indicators over time.
- Program Details:** Tables for specific health programs (e.g., hypertension management, diabetes management) with columns for program name, target population, goals, and evaluation metrics.
- Notes and Explanations:** Text boxes providing context and justification for the chosen programs and goals.

「データヘルス計画作成の手引き」おもな内容

はじめに

1 これからの健康づくりの課題と背景

- ・保健事業は、人々の健康レベル（生活の質）の改善と医療費の節減を同時に目指す上で重要な事業
- ・健保組合と事業所の協働を強化し、職場環境をより一層健康的に
- ・データヘルス計画は、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づき、保健事業をPDCA サイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画
- ・データヘルス計画は、従業員の健康改善と医療費適正化にとどまらず、企業の生産性および社会的評価の向上、わが国の社会的・経済的な活力の向上、日本再生にも貢献し得る

2 本書の構成

第1章 データヘルス計画の背景とねらい

1 データヘルス計画の背景

- ・社会環境の大きな変化を背景に、健保組合には効果的な保健事業の実施が期待される
- ・「日本再興戦略」の重要な柱“国民の健康寿命の延伸”実現のため、健保組合にデータヘルス計画の実行等が求められる

2 データヘルス計画のねらい

- ・データヘルス計画は、科学的なアプローチにより事業の実効性を高めていくことがねらい
- ・その特徴は、被用者保険の持つ特性を踏まえた次の点：①レセプト・特定健診データの活用、②身の丈に応じた事業範囲、③コラボヘルス（事業主との協働）、④外部専門事業者の活用

3 他の施策・計画との関係

- ・特定健康診査等実施計画とは相互に連携して策定
- ・「日本再興戦略」改訂2014は、健康経営を促し、健保組合と事業主の協働を促進

4 計画の期間および公表・周知

- ・第1期は平成27年度～平成29年度の3年間、第2期は第3期特定健康診査等実施計画に合わせて策定
- ・データヘルス計画をホームページ等で公表し、関係者へ周知

5 提出物

第2章 データヘルス計画の構造

1 事業の構造

- ・まず、事業主との協働による「職場環境の整備」と、本人の健診データに基づく個別性の高い情報提供による「加入者への意識づけ」を考える（「保健事業の基盤」）
- ・次に、健保組合の健康課題に応じ、効果が高いと見込まれる事業（特定健診・特定保健指導、疾病の重症化予防、その他の取組（重複受診への指導、後発医薬品の使用促進等））を選定する（「個別事業」）

2 関係機関との協働

- ・事業主との協働（コラボヘルス）は、これまでの取組の経緯や事業所の状況を踏まえることで推進され、保健事業の実効性を高める
- ・特に、被扶養者への働きかけでは、健診機関や生活基盤である市町村等との協働も意識する

第3章 データヘルス計画の策定

1 STEP 1：現状を把握する

- ・はじめに加入者の属性、事業所の概要、これまで実施してきた健保組合・事業所の取組を整理（振り返り）。何ができていて、何ができていないかを整理し、これまでの事業を活用する視点が重要
- ・健康課題を明確にするため現状を把握。基本分析で他組合や自組合の過去と比較して特徴を明確に

2 STEP 2：健康課題を抽出する

- ・現在の取組の棚卸しと基本分析による現状把握からみえる健康課題を抽出
- ・健康課題は対策の方向性と併せて整理することが大切
- ・保健事業の組み立てにつながるように、健康課題に応じた事業目的を検討

3 STEP 3：課題に対応した事業を選定し、目標・評価指標を設定する

- ・健康課題に対応した保健事業を、「保健事業の基盤」「個別の事業」ごとに設計
- ・選定した保健事業について、(数値)目標と評価指標を設定

4 STEP 4：事業の運営を通じて計画の見直しを図る

- ・事業を評価し、その結果に基づき、必要に応じて計画を見直す（年度ごと・年度途中）

第4章 委託事業者の活用時の留意点

1 外部委託の考え方と課題

- ・事業目的達成のために、健保組合だけで対応困難な部分を明確にした上で外部委託を検討する
- ・外部委託のメリットとデメリットを踏まえ、外部委託を行うこと自体の適切性を確認する
- ・外部委託する場合でも、健保組合が保健事業の実施主体として事業の進捗や質を管理する

2 外部委託の留意事項

- ・外部委託の前に、データヘルス計画策定の目的を明確にし、自健保組合の資源や体制等を考慮して、どの業務を委託するかを決定する
- ・選定基準例に基づき、その業務に最適な委託事業者を選定する

第5章 データヘルス計画における健康情報（個人情報）の取扱い

1 個人情報を取り巻く社会環境

- ・健保組合は、健康情報をより慎重に取り扱ってデータヘルス計画を策定・実行
- ・コラボヘルスを推進する上では、事業主側と健保組合側の双方の立場で個人情報の取扱を正しく理解

2 遵守すべき法令、ガイドライン等

- ・健保組合や事業主は、健康情報を活用の際、個人情報保護法をはじめとする法令やガイドラインを遵守

3 健康課題を共有する場合の健康情報（個人情報）の取扱い

- ・健保組合と事業主が健康課題を共有する場合は、健康情報を匿名化
- ・個人が識別される情報（レセプト原票データ等）は事業主との共有は原則不可

4 事業主との協働（コラボヘルス）で保健事業を実施する場合の健康情報（個人情報）の取扱い

- ・医療機関への受診勧奨などを健保組合と事業主が協働で行う場合は、利用目的を明確に限定した上で、原則として本人同意（事業を効果的・効率的に実施する観点からオプトアウトも限定的に可能）